

香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月5日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第24号

香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則（平成14年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条を第18条とする。

第10条中「第7号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第17条とする。

第9条中「第6号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第16条とする。

第8条第1項中「第4号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「第5号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第15条とする。

第7条の6中「第3号様式の4」を「第7号様式」に改め、同条を第14条とし、第7条の5を第13条とする。

第7条の4の前の見出しを削り、同条を第12条とし、同条の前に見出しとして「（競争入札における掲示事項等）」を付する。

第7条の3中「第3号様式の3」を「第6号様式」に改め、同条を第11条とし、第7条の2を第10条とする。

第7条中「第5条及び」を「第6条及び」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第9条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第8条とし、同条の前に見出しとして「（適用除外の基準）」を付する。

第5条の2中「別表第1の2」を「別表第2」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 申請の日前30日以内に行った点検の結果を記載した屋外広告物安全点検記録表（第5号様式）

第4条を第5条とする。

第3条中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第2条の2中「第1号様式の2」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

別表第1中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同表のうち2 屋外広

告物の種類別基準の表へい及びかき広告物又はこれを掲出する物件の項中「へい及びかき広告物」を「塀及び垣広告物」に、「土べい」を「土塀」に、「へい又はかき」を「塀又は垣」に改める。

別表第2中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1の2中「第5条の2関係」を「第7条関係」に、「へい及びかき広告物」を「塀及び垣広告物」に改め、同表を別表第2とする。

第1号様式から第7号様式までを削り、別表第3の次に次の11様式を加える。

第 1 号様式（第 2 条関係）

広告物許可申請書									
表示又は設置の場所									
種 類							数 量		
形 状 寸 法		横 縦	メートル	高さ	メートル	平方メートル	照明の	大 要	
表示又は設置の期間		年		月	日から		日まで		
管 理 者	住 所	(電話番号)							
	氏 名								
広 告 主	住 所	(電話番号)							
	氏 名								
施 工 主	住 所	(電話番号)							
	氏 名								
施 工 期 間		着 手	許可の日から 日以内			完 了	着手の日から 日以内		
添 付 書 類		1 付近の見取図 2 色彩及び意匠を表す図面 3 仕様書及び設計書（はり紙・はり札等の場合を除く。） 4 その他市長が必要と認める書類							
備 考									
上記のとおり広告物を 表 示 したいので奈良県屋外広告物条例第 5 条 掲出する物件を設置									
第 1 項の規定により許可を申請します。									
年 月 日									
香芝市長									
住 所 氏 名 電 話 番 号									
手 数 料 欄						種 類			
						件 数			
						単 価			
						手数料			

備考

1 表示又は設置の場所が数箇所にわたり、書ききれないときは、別紙に記載してください。

2 法人の場合には、その名称主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

第 2 号様式（第 3 条関係）

景観保全型広告整備地区屋外広告物設置届出書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）をするので、奈良県屋外広告物条例第 5 条の 2 第 7 項の規定により届け出ます。

表示又は設置の場所						
種 類						
形 状 寸 法	横 縦	メートル メートル	高さ 面積	メートル 平方メートル	照 明 の 大 要	
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで				
管 理 者	住 所	(電話番号)				
	氏 名					
広 告 主	住 所	(電話番号)				
	氏 名					
施 工 者	住 所	(電話番号)				
	氏 名					
施 工 期 間		着 手	届出日から 日以内	完 了	着手の日から 日以内	
添 付 書 類		1 付近の見取図 2 色彩及び意匠を表す図面 3 仕様書及び設計図（はり紙、はり札等の場合を除く。） 4 その他市長が必要と認める書類				
備 考						

- 備考
- 1 表示又は設置の場所が数箇所にわたり、書ききれないときは、別紙に記載してください。
- 2 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

第3号様式（第4条関係）

広告物変更許可申請書																			
表示又は設置の場所																			
種 類						数 量													
形 状 寸 法		横 縦	メートル メートル	高さ 面積	メートル 平方メートル	照 明 の 大 要													
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで																	
管 理 者	住 所	(電話番号)																	
	氏 名																		
広 告 主	住 所	(電話番号)																	
	氏 名																		
施 工 主	住 所	(電話番号)																	
	氏 名																		
施 工 期 間		着 手	許可の日から 日以内			完 了	着手の日から 日以内												
前 許 可 番 号		第	号		前許可年月日		年 月 日												
変 更 の 理 由																			
備 考																			
上記のとおり 広 告 物 の 表 示 広告物を掲出する物件の設置 を変更したいので奈良県屋外広告物条例 第8条の規定により許可を申請します。 香芝市長 住 所 氏 名 電 話 番 号 <table><tr><td rowspan="4">手 数 料 欄</td><td rowspan="4"></td><td>種 類</td><td></td></tr><tr><td>件 数</td><td></td></tr><tr><td>単 価</td><td></td></tr><tr><td>手数料</td><td></td></tr></table>										手 数 料 欄		種 類		件 数		単 価		手数料	
手 数 料 欄		種 類																	
		件 数																	
		単 価																	
		手数料																	

備考 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

第 4 号様式（第 5 条関係）

広告物継続許可申請書									
表示又は設置の場所									
種 類						数 量			
形 状 寸 法		横 縦	メートル メートル	高さ 面積	メートル 平方メートル	照 明 の 大 要			
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで							
既 許 可 番 号		第	号	既許可年月日		年 月 日			
管 理 者	住 所	(電話番号)							
	氏 名								
広 告 主	住 所	(電話番号)							
	氏 名								
備 考									
上記のとおり 広 告 物 の 表 示 広告物を掲出する物件の設置 を継続したいので奈良県屋外広告物条例 第 5 条第 1 項の規定により許可を申請します。									
香芝市長									
年 月 日									
住 所 氏 名 電 話 番 号									
手 数 料 欄			種 類						
			件 数						
			単 価						
			手数料						

備考 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

第 5 号様式（第 5 条関係）

屋外広告物安全点検記録表

この点検記録表は、屋外広告物の安全点検を行う際に確認すべき部分をまとめたものです。ここに記載される項目のほか、必要に応じて適切な安全点検を行い、屋外広告物の安全性を確保してください。

屋外広告物の種類	屋上広告物 ・ 軒下広告物 ・ 塀及び垣広告物 ・ 広告塔 ・ 建植広告物 ・ 電柱広告物 ・ その他（ ）		
設置場所	〒		
地上から広告物上端の高さ	m	設置年月日	年 月 日
点検の種類	目視点検 設置から （10 年未満）	標準点検 （10 年以上 20 年未満）	詳細点検 （20 年以上）
点検者	氏名		電話番号
	住所	〒	資格の有無 無・有 （ ）

点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	異常の概要
上部基礎部・構造	1 上部構造全体の傾斜・ぐらつき	有 ・ 無	☐ 要改善 改善予定又は済（ 年 月） 内容
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 ・ 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 ・ 無	☐ 経過観察
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 ・ 無	☐ 要改善 改善予定又は済（ 年 月） 内容
	2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落	有 ・ 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 ・ 無	☐ 要改善 改善予定又は済（ 年 月） 内容
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 ・ 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 ・ 無	☐ 経過観察
広告部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 ・ 無	☐ 要改善 改善予定又は済（ 年 月） 内容
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 ・ 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 ・ 無	☐ 経過観察
照明装置	1 照明装置の緩み、不点灯、不発光	有 ・ 無	☐ 要改善 改善予定又は済（ 年 月） 内容
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 ・ 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 ・ 無	☐ 経過観察
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損	有 ・ 無	☐ 要改善 改善予定又は済（ 年 月） 内容
	2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常	有 ・ 無	
	3 その他	有 ・ 無	☐ 経過観察

- 備考
- 点検した広告物の全体写真及び点検箇所など状況が確認できるカラー写真を添付してください。
 - 点検は、「奈良県屋外広告物安全点検実施ガイドライン」を参考に行ってください。
 - 「異常の有無」が有の場合、「異常の概要」欄を記入してください。（要改善又は経過観察のどちらかにチェックしてください。さらに要改善の場合、予定又は済に○を記入してください。経過観察の目安は、次の点検（3年後）までの安全性が確認できることとします。）
 - 「異常の概要」欄が要改善となった場合、早急に補修等の処置をとった上で、速やかに改修工事を実施してください。

第6号様式（第11条関係）

保管物件一覽簿

[illegible]

第 7 号様式（第 1 4 条関係）

受領書	
年 月 日	
香芝市長	
住 所 氏 名	
次のとおり広告物又は掲出物件（現金）の返還を受けました。	
返 還 を 受 け た 日 時	
返 還 を 受 け た 場 所	
返還を 受けた 広告物 又は掲 出物件	整 理 番 号
	名 称 又 は 種 類
	数 量
(返 還 を 受 け た 金 額)	

第 8 号様式（第 1 5 条関係）



香芝市屋外広告物許可済

年 月 日まで

第 9 号様式（第 1 5 条関係）

屋外広告物許可済
年 月 日
香芝市

第 1 0 号様式（第 1 6 条関係）

住所氏名変更届				
変更前	住 所	(電話番号)		
	氏 名			
変更後	住 所	(電話番号)		
	氏 名			
表示又は設置の場所				
種 類		数 量		
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで		
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	
上記のとおり 自 己 の 住 所 管理者 の 氏 名 を変更したいので奈良県屋外広告物条例 施行規則第 6 条の規定により届けます。 香芝市長 住 所 氏 名 電 話 番 号				
適用				

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

（表）

第		号
立 入 検 査 員 証		
所	属	
職	名	
氏	名	
年		月 日生
上記の者は、奈良県屋外広告物条例第 1 6 条第 1 項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。		
交付年月日	年	月 日
有効期限	年	月 日
香芝市長		印

（裏）

屋 外 広 告 物 条 例（抜粋）	
（立入検査等）	
第 1 6 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者から、報告を求め、又はその命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。	
2 略	
3 前 2 項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。	
備考 奈良県事務処理の特例に関する条例により、知事に属する上記の権限は、市町村が行うものとする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。